

第8回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成29年8月29日(火)	午前 10時 00分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室	午前 10時 40分
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員, 欠席農業委員	
出席推進委員	半田委員, 下垣内委員, 岡田委員, 土居(敏)委員, 土居(民)委員, 山元委員, 吉木委員, 佐伯委員	
4. 説明員	向井事務局長, 森永主任主事, 西原技師	
5. 審議案件	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第29号 竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について 議案第30号 非農地証明について 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成29年第8回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、2番 赤坂委員を指名いたします。</p> <p>日程に先立って、農地法に基づく許可案件等の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。</p>
局 長	<p>農業委員会制度が改正され、農地利用最適化推進委員が出席するはじめての総会となりますので、審議の流れについて説明いたします。</p> <p>まず、議長が総会に諮る議題を宣告します。</p> <p>次に、事務局から許可申請の案件ごとに、内容の説明をいたします。</p> <p>次に、農地利用最適化推進委員から、現地確認を行った結果の報告をお願いします。</p> <p>この後、議長が農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、質疑や意見を求めます。質疑や意見がある方は、挙手をして議長の許可を得て発言してください。</p> <p>最後に、採決をします。採決に参加できるのは、農業委員だけです。議長が異議の有無を農業委員に諮りますので、農業委員は異議の有無を述べてください。</p> <p>なお、異議がある場合には、挙手による多数決となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局から、審議の進め方についての説明が終わりました。ご質問はありませんか。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
議 長	<p>それでは、日程第1、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番および2番は関連がありますので、一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>1番の申請地は、竹原市竹原町字多井一ノ割2771番地、地目は田、面積は1038㎡、2番の申請地は、竹原市竹原町字多井一ノ割2772番地、地目は田、面積は1044㎡の農地です。営農計画は、1番、2番とも稲作の予定です。経営面積は、1番が59.9a、2番が17.1aで、竹原町の下限面積10aを満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、土居(民喜)推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
土居(民)推進委員	<p>申請地は、下野町のJR大井天池踏切より南へ約100mに位置し、50年以上前から、それぞれの譲受人により管理されております。申請の事由は、土地の名義を実際の耕作者と整合させるため、所有権移転により整理するものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	3番の申請地は、竹原市下野町字上成井 2389 番 2, 2389 番 10, 地目はいずれも畑で、面積は合計 131 m <sup>2</sup> の農地です。営農計画は、自家消費の豆類の予定です。経営面積は、13.38a で、下野町の下限面積 10a を満たしております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、土居(敏)推進委員から、補足説明をお願いします。
土居(敏)推進委員	申請地は、下野町の上成井橋より北へ約 100m に位置し、賀茂川河川改修のため用地買収により、残った宅地でした。その後、畑に地目変更されております。 申請の事由は、経営規模拡大のため、所有権移転するものです。現地確認時、イチジクが植えられていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	つぎに、日程第 2, 議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。1 番, 2 番は関連がありますので、一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	1 番の申請地は、竹原市下野町字夏目垣内 3429 番 10, 地目は畑, 面積は 71 m <sup>2</sup> , 2 番の申請地は、竹原市下野町字夏目垣内 3429 番 11, 地目は畑, 面積は 86 m <sup>2</sup> で、件とも用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った、土居(敏一)推進委員から、補足説明をお願いします。
土居(敏)推進委員	<p>申請地は、下野町の竹原市立中通小学校より南へ約 50mの位置にあります。</p> <p>1 番は、隣の宅地と建物を購入されましたが、駐車場が狭く、駐車場 3 台分、また、2 番は、申請地の隣に居住されていますが、駐車場が狭く、駐車場 4 台分をそれぞれ確保し、所有権を移転するため申請をされたものです。また、現地確認時、耕作管理されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>3 番の申請地は、竹原市忠海床浦一丁目 4146 番 2、地目は畑、面積は 191 m<sup>2</sup>で、用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った、佐伯推進委員から、補足説明をお願いします。
佐伯推進委員	<p>申請地は、JR 城山踏切の南側に隣接した位置にあります。</p> <p>転用目的は、自己住宅及び駐車場 3 区画を確保し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、草が茂り耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。

議 長	4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	4 番の申請地は、竹原市下野町字多沖郷 1372 番 9，地目は畑，面積は 208 m <sup>2</sup> で用途が定められた区域にある農地で，第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った，山元推進委員から，補足説明をお願いします。
山元推進委員	申請地は，下野町の大井公民館より南西へ約 180m の位置にあります。 現在，市外に居住されております。転用目的は，親元に自己住宅及び駐車場 2 区画を確保し，使用貸借権を設定するため申請されたものです。また，現地確認時，耕作管理されておりました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	5 番の申請地は，竹原市吉名町字積附 880 番 5，地目は田，面積は 325 m <sup>2</sup> で，農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で，第 2 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った，吉木推進委員から，補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は，吉名町の JR 毛木踏切より南東へ約 300m の位置にあります。 転用目的は，自己住宅及び駐車場 2 区画を確保し，使用貸借権を設定するため申請されたものです。また，現地確認時，きれいに耕運されておりました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	6番, 7番は関連がありますので, 一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	6番の申請地は, 竹原市東野町字下垣内 1705番3, 地目は田, 面積は 1114 m <sup>2</sup> , 7番の申請地は, 竹原市東野町字下垣内 1705番1, 1704番, 1706番2, 地目は3筆すべて田, 面積は合計で 976 m <sup>2</sup> , 両件とも農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で, 第2種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った, 岡田推進委員から, 補足説明をお願いします。
岡田推進委員	申請地は, 新庄町の小早川神社より南西へ約 230mの位置にあります。 両件とも, 譲渡人は同じです。転用目的は, 太陽光発電施設を設置し, 所有権を移転するため申請されたものです。また, 現地確認時, 草刈りを行い農地として管理されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑なし」の声あり
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	8番について事務局の説明をお願いします。
局 長	8番の申請地は, 竹原市西野町字西丈田 1992番5, 地目は田, 面積は 1449 m <sup>2</sup> で, 農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で, 第2種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った, 下垣内推進委員から, 補足説明をお願いします。
下垣内推進委員	申請地は, 西野町竹原市立荘野小学校より北西へ約 80mの位置にあります。 譲渡人は後継者がなく, 耕作が困難な状況です。転用目的は, 太陽光発電施設を設置し, 所有権を移転するため申請されたものです。また, 現地確認時, 草刈

	<p>りを行い農地として管理されていまして。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>9番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>9番の申請地は、竹原市忠海長浜三丁目3318番,3319番,3321番,地目はいずれも畑で、面積は合計872㎡の、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。関係法令については、普通河川保全条例にもとづく「普通河川等土木工事許可」申請中で担当部署より許可の見込みと聞いております。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、佐伯推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
佐伯推進委員	<p>申請地は、忠海長浜三丁目にある長浜明神橋バス停より東へ約190mの位置にあります。転用目的は、竹原火力新1号機設備更新工事関連の駐車場20区画を一時的に確保し、賃借権を設定するため申請されたものです。また、現地確認時、樹木が茂り農地として利用されていませんでした。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第3、議案第29号「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題と致します。 事務局の議案の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>それでは、議案第29号について説明致します。</p> <p>本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る、いわゆる農振農用地からの除外に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の除外につきましては、地目変更登記のための1筆となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、建山推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
建山推進委員	<p>申請地は、田万里町にある田万里市バス停より南東へ130m付近にあります。申請の事由は、昭和55年、耕作していた父親が亡くなり、その後は、農地として耕作されず管理もされていません。今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うために除外申請されたものです。また、現地確認時、樹木が茂り農地として管理されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、私から除外についての検討事項を説明致します。</p> <p>まず、農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること」については、申請地は農地としての管理がされず草木が茂り、農地でないと判断します。</li> <li>② 次に「当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。」については、農地でないため支障はないものと認められます。</li> <li>③ 次に「当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」については、利用権設定等もなく、農地でないため支障を及ぼす恐れがないものと認められます。</li> <li>④ 次に「当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」については、現地確認により、周辺に影響のある農業施設はないことを確認しております。</li> <li>⑤ 次に「当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」については、該当いたしません。</li> </ol> <p>以上が除外の検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満た</p>



	<p>しているものと思われます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第4，議案第30号「非農地証明について」を議題と致します。 1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>1番の申請地は、竹原市下野町字早木1656番1，地目は畑，面積は677㎡で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、山元推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
山元推進委員	<p>申請地は、馬場病院の西側にあり、申請の事由は、平成の初めごろ耕作不適により放棄され、その後、駐車場及び進入路として利用しており、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、非農地証明を申請されたものです。また、現地確認時、駐車場及び進入路として利用されており、農地ではありませんでした。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。</p>
議 長	<p>2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>2番の申請地は、竹原市忠海東町五丁目59番49，地目は畑，面積は109㎡で、</p>

	用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、佐伯推進委員から、補足説明をお願いします。
佐伯推進委員	申請地は、忠海東町にある元忠海東小学校体育館より南へ200m付近にあります。申請の事由は、昭和40年代から耕作放棄され、隣地と併用し建築資材の置場として利用しており、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、非農地証明を申請されたものです。また、現地確認時、資材置場として利用されており、農地ではありませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。
議 長	3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	3番の申請地は、竹原市田万里町字市3177番1、地目は畑、面積は138㎡の農用地区域の農地です。先ほど議案第29号で審議していただきました農振農用地から除外申請のあった農地です。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。
議 長	次に、日程第5、報告第8号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。
局 長	それでは、報告第8号について説明を致します。平成29年6月及び7月に農

<p>議 長</p> <p>(事務局)</p> <p>議 長</p>	<p>業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。</p> <p>6月の件数は7件，筆数は田5筆，畑23筆，面積は10,294㎡の届出がありました。</p> <p>7月は届出がありませんでした</p> <p>詳細につきましては，参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初任者研修の参加について（9月12日）</li> <li>・ 活動記録の記載について</li> </ul> <p>以上をもちまして，第8回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
------------------------------------	---

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年10月 2日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折